

入札監理小委員会における審議の結果報告 公認会計士試験事業

公認会計士試験の実施に関する事務のうち、関東財務局が行う受験願書の確認、試験会場の確保、試験の立会等については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成23年度実施分から原則3年以上の複数年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. ディスインセンティブの設定等（実施要項案 10～11 ページ）

【論点】

- 公認会計士試験を適正、確實かつ公正に実施する観点から、従来の実施における達成水準が満たされないような場合には請負報酬を減額するなどのディスインセンティブを設定すべき。

【対応】

- 重度の不備が生じ、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合は、当該試験分の試験場運営業務に係る契約金相当額の支払を行わないものとして整理。
- 重度の不備には該当しない場合についても、不備が生じた業務に係る契約金相当額の5%を減額する仕組みを設定。

2. 落札者を決定するための評価の基準等（実施要項案 15～16 ページ、8 ページ）

【論点】

- 企画書の技術評価点について、事業の性質を踏まえ、必須項目審査による基礎点と加点項目審査による加算点の点数配分を適切に設定すべき。また、どのような点を重視して提案を評価するのかを明確にすべき。

【対応】

- 技術評価点の配点を見直し（基礎点37点、加点28点）、また、加点審査項目として、業務従事者への国家試験等の監督等経験者を多く配置する内容の提案をより高く評価する旨などを明示。
なお、業務従事者の配置等の企画提案については、事業開始後のモニタリングの中でその履行状況を確認する旨を明示。

3. 従来の実施状況に関する情報の開示（実施要項案 29～41 ページ）

【論点】

- 従来の実施経費について、委託費等の積算の前提となる人員等のデータの内訳を開示するなど、積算根拠を分かりやすくすべき。

【対応】

- 物件費、委託費等の内訳、会場借上げの状況及び派遣試験官等の状況を明示。